

## 不動産鑑定業者の届出(廃業)

令和8年4月～

### [手続対象者]

滋賀県知事登録業者が次のいずれかに該当することとなったときに以下のそれぞれの方

○不動産鑑定業を廃止したとき

→不動産鑑定業者であった個人または不動産鑑定業者であった法人を代表する役員

○死亡したとき

→相続人

○法人が破産により解散したとき

→破産管財人

○法人が合併により解散したとき

→法人を代表する役員であった方

○法人が破産または合併以外の理由により解散したとき

→清算人

○法第25条第1号から第3号まで、第6号または第7号に該当するに至ったとき

→不動産鑑定業者

### [根拠規定]

不動産の鑑定評価に関する法律第29条

### [提出時期]

届出事由の生じた日（死亡の場合、その事実を知った日）から30日以内

### [手数料]

なし

### [提出書類]

廃業等届出書

※必要に応じて、別途証する書面を求める場合があります。

### [提出方法]

電子申請の場合：「しがネット受付サービス」に必要事項を入力

書面申請の場合：提出書類一式（1部）を郵送または来庁にて提出

[提出先]

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県総合企画部県民活動生活課 土地対策係

【本件に関するお問い合わせ先】

滋賀県総合企画部県民活動生活課 土地対策係  
(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁本館3階)  
TEL 077-528-3417  
FAX 077-528-4840  
E-mail [tochitai@pref.shiga.lg.jp](mailto:tochitai@pref.shiga.lg.jp)